

郡山市高齢者作品展実行委員会負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市高齢者作品展（以下「作品展」という。）を実施するための郡山市高齢者作品展実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対する負担金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象及び額)

第2条 負担金の交付の対象は、報償費、需用費、役務費及びその他の作品展の実施に要する経費とし、負担金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第3条 実行委員会は、負担金の交付の申請を行うときは、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 実行委員会名簿
- (4) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負担金を目的外に使用しないこと。
- (2) 負担金に係る会計帳簿その他の書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第5条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第6条 実行委員会は、負担金の交付の対象となる事業が完了したときは、速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行し、平成26年度分の負担金から適用する。